

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名
株式会社井上組
所在地及び競争参加停止措置期間
東京都立川市砂川町8-17-2
2024年6月14日～2024年7月13日(1か月)
- 2 競争参加停止措置の範囲
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要
当該業者は、令和4年4月21日、東京都立川市内の公共工事における労働災害を、自社敷地内の資材置き場で発生した労働災害であるとの労働者死傷病報告書を提出し、労働基準監督署長に虚偽の報告を行った。
この件について、同社及び同社代表取締役は、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられた。
- 4 競争参加停止措置理由
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」第14号

<競争参加停止措置準則別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内